

「長さが 21メートルを超えるフルトレーラ連結車に係る特殊車両の通行許可の取扱いについて」の一部改正（ダブル連結トラックの対象路線の拡充）について

I. 改正の背景

我が国の国内輸送の約 9 割をトラック輸送が支えています。深刻なドライバー不足が進行しています。そのため、国土交通省では、トラック輸送の省人化を促進し、生産性向上を図るため、平成 31 年 1 月に、安全な通行等の観点から必要な条件を付した上で、特殊車両通行許可に関するダブル連結トラック（1 台で通常的大型トラック 2 台分の輸送が可能）を含むフルトレーラ連結車の車両長の上限を 21m から 25m に緩和し、新東名高速道路（海老名 JCT～豊田 JCT）を主な通行経路となる区間（以下「対象路線」という。）とし、ダブル連結トラックの本格導入をスタートしました。

また、物流事業者のニーズ等を踏まえ、令和元年 8 月に、ダブル連結トラックの対象路線として、東北自動車道～九州自動車道（北上江釣子 IC～太宰府 IC）を拡充したところです。

今般、物流事業者のニーズを踏まえ、道路構造、休憩箇所について物流事業者の詳細計画をもとに確認、検討を実施し、ダブル連結トラックの対象路線の拡充を図ることとしたことから、通達である「長さが 21メートルを超えるフルトレーラ連結車に係る特殊車両の通行許可の取扱いについて」の一部を改正いたします。

II. 改正の概要

「長さが 21メートルを超えるフルトレーラ連結車に係る特殊車両の通行許可の取扱いについて」（平成 31 年 1 月 29 日国道車第 46 号道路局道路交通管理課長通達）において、ダブル連結トラックの以下の対象路線の拡充を行います。

（※路線・区間を記載した表を添付）

III. 今後のスケジュール（予定）

施行 令和 4 年 11 月